（様式第１号）

キッチンカー使用申請書兼誓約書

年　　月　　日

　上天草市長　様

使用者　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　下記のとおりキッチンカーの使用を申し込みます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用日時 | 　　年　　月　　日　　時　　分から　　年　　月　　日　　時　　分まで | プロパンガスの使用 | 有・無 |
| 販売する品　　目 |  |
| 販売予定数　　量 |  |
| 収入見込み　　額 |  |
| 使用目的 | （行事名等） |
| 目的地 |  |
| 当日使用責任者 |  | 運転者氏名 |  |
| 電話番号 | 電話番号 |

キッチンカーを使用するときは、誓約書の誓約事項を確認の上、借り受けます。

【添付書類】

・運転免許証の写し

誓約書

誓約事項等

１　保管場所

キッチンカーは、上天草市役所大矢野庁舎裏の駐車場に駐車しています。企画政策課で、鍵を受け取った後、当該駐車場から出庫し、キッチンカー利用後においては、企画政策課にキッチンカーの点検等を終えた後、当該駐車場に駐車をお願いします。

２　返却

キッチンカーの返却にあたっては、通常の利用に生じた損耗を除き、車内外の設備及び燃料（発電機燃料も含む。）などの現状回復をお願いします。また、返却においては、企画政策課と日時など予め調整し、指定された日時、場所で検査を受け、検査合格の場合においては、鍵、運行点検結果及び実績報告書を提出し、保管場所にキッチンカーを返却してください。

なお、検査を受け、キッチンカーに損傷等があったときは、キッチンカー利用者

の負担において現状回復をお願いします。

３　利用制限

次のいずれかに該当するときは、承認した事項（以下「承認事項」という。）を変

更し、若しくは当該承認を取り消し、又はその利用を中止いただくこととなります

ので御留意をお願いします。また、承認事項を変更し、若しくは当該承認事項を取

り消し、又はその利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、上天

草市及び企画政策課は、その賠償の責めを負いません。

（１）本書にある記載事項に規定に違反したとき。

（２）偽りその他の不正な手段により、当該承認を受けたとき。

（３）利用の解除を申し出たとき。

（４）事故、故障等により、キッチンカーを利用させることができなくなったとき。

（５）その他キッチンカーの管理運営上市長が特に必要と認めるとき。

４　遵守事項及び行為の禁止事項

キッチンカーの使用にあたっては、次に事項を遵守ください。

（１）道路交通法等の関係法令等を遵守して安全に使用すること。

（２）常に善良な管理意識を持って利用すること。

（３）火気の取扱いに注意すること。

（４）キッチンカーを清潔に保つとともに、適切に取り扱うこと。

（５）使用を終了する際は、必ず清掃を行うこと。

（６）ごみは必ず持ち帰ること。

　　また、以下については、その行為を禁止します。

（７）公序良俗に反する行為

（８）使用目的及び使用決定された事項以外の使用

（９）キッチンカーの改修

（10）キッチンカーの鍵の改変又は複製

（11）キッチンカーの転貸し行為

（12）寄付の要請その他これに類する行為

（13）暴排条例第２条第１号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織その他これに類する組織が主催するイベント等への出店

（14）文書、図画その他の物の掲示又は配付

（15）政治活動又は宗教活動その他これらに類する活動

（16）動物を同行させる行為

（17）周辺住民に迷惑を及ぼす行為

（18）その他キッチンカーの設置目的に反する行為

５　事故等の対応

（１）キッチンカーの使用中において事故等が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、次に定める順位により事故処理を行うこと。

　　①負傷者の救急処置及び救急車の要請

　　②道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止

　　③所轄の警察署及び上天草市（※）への通報

　　　※　連絡先　上天草市企画政策部企画政策課　0964-26-5539

　　④目撃者の確保及び現場状況の記録

　　⑤事故相手方の連絡先等の確認

　　⑥上天草市への事故状況の報告

（２）キッチンカーの使用中において事故等が発生し、車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、保障に要する費用等のうち、上天草市（企画政策課）で加入している自動車保険で補填されない部分においては、全て使用者の負担とすること。

（３）キッチンカーに積載した荷物等の損害等については、上天草市に補償を求めないこと。

（４）その他事故等及び販売した物品について使用者の責任において対処し、上天草市に一切の迷惑をかけず、損害の補償を求めないこと。

（５）販売した物品について食品事故が発生した場合は、使用者の情報を公表する可能性があることを了承すること。

６　事故免責

キッチンカーが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、キッチンカーで発

生した全ての事故に関して、上天草市は、その賠償の責めを負いません。

このたび、キッチンカーを使用するにあたり、上記の事項を遵守し、履行することを誓約します。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞